

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 5 件 |
| 厚生年金関係                        | 5 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年11月は3万3,000円、同年12月は5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年1月1日まで

昭和41年11月にC社からA社に転籍し、平成10年4月まで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。所持する給与支払明細表から、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細表及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間についてA社に勤務し、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和41年11月は申立人が所持する給与支払明細表において確認できる報酬月額から3万3,000円、同年12月は上記明細表において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年1月1日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。しかしながら、i) 商業登記簿謄本によると、A社は昭和41年10月31日に設立されたことが確認できること、ii) 申立人を含めC社において昭和41年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している14人の被保険者は、いずれも42年1月1日にA社において、同資格を取得していること、iii) 上記14人のうち12人（申立人を含む。）には、昭和41年11月1日からA社に係る失業（雇用）保険の記録が確認できることから、同日にC社からA社に転籍したと推

認されること、iv) 上記 14 人のうち 6 人は両事業所において継続して勤務していたことを証言していることなどから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岡山厚生年金 事案 1580 (事案 1064 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月25日から23年7月30日まで

申立期間はA社で勤務していたにもかかわらず、この間の厚生年金保険の記録が無いので記録の訂正を求めたが、認められなかった。

その後、私の年金記録が事業主により消されたはずであると思うようになったため、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i) 元従業員の中に勤務期間と厚生年金保険の加入期間が一致していない者が複数いること、ii) 申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、申立期間において健康保険整理番号の欠番も無いこと、iii) 事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、自身の厚生年金保険被保険者記録が事業主により消されたはずであるとして再度申立てを行っている。

しかしながら、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る被保険者台帳には、申立人の被保険者記録が遡って取り消された形跡は見当たらない。

また、上記名簿から確認できる申立期間中の月別(毎月月末時点)の被保険者数は21人(昭和22年10月及び同年11月)ないし41人(昭和23年6月)であるのに対し、申立人及び複数の元従業員は申立期間当時の従業員数は約60人であったと回答していることから、申立てに係る事業所では、一部の従業員に対してのみ厚生年金保険への加入手続を行っていたものと考えられる。

3 以上のことから、申立人については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が消されたものではなく、当初から厚生年金保険の対象者とされ

ていなかったものと考えられ、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 9 月 1 日から 14 年 10 月 31 日まで  
② 平成 16 年 10 月 1 日から 21 年 9 月 26 日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与額と相違しているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人が所持する平成 21 年 1 月分から同年 9 月分までの給与支払明細書から、報酬月額が 42 万円であることが確認できるが、同明細書に記載されている厚生年金保険料額は、オンライン記録に基づく厚生年金保険料額を下回っていることが確認できる。

3 申立てに係る事業所が社会保険事務所（当時）に提出した平成 19 年、20 年及び 21 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（写）に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できる。

4 申立てに係る事業所は貸金台帳等の関係資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

また、申立てに係る事業所の事業主は、「社会保険事務は私がやっていたが、資料が無いので不明である。」と回答している上、元従業員からも申立人の報酬月額及び厚生年金保険料額に係る証言は得られない。

さらに、申立人及び申立てに係る事業所において申立期間中の被保険者記録が確認できる元従業員について標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの事実は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられ

ない。

- 5 このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月 1 日から 60 年 3 月 1 日まで  
昭和 58 年 12 月から 60 年 2 月末まで A 社に勤務したと記憶しているが、厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、期間は特定できないが申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事業所の事業主は、当時の資料が残っていないため、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、申立てに係る事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は見当たらない上、同事業所が加入している厚生年金基金は、申立人の加入員記録は見当たらない旨回答している。

さらに、申立てに係る事業所の元従業員からは、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 4 日から 37 年 5 月 1 日まで

A国B州の農場において、昭和 34 年 9 月 4 日から 37 年 4 月 30 日まで農業に従事しており、その期間中、C協議会で厚生年金保険に加入していたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するパスポート（写）及び証書（写）から、申立人は申立期間中、A国B州の農場において農業に従事していたことが確認できる。

しかしながら、i) 申立てに係る事業所の監督官庁である外務省が発行する外交青書には、A国B州の農場で農業に従事する者（以下「農業労務者」という。）は現地雇主が受け入れる旨の記述があること、ii) 申立てに係る事業所の元従業員は、同事業所の業務内容は農業労務者をA国に派遣することであり、同事業所と農業労務者との間に直接の雇用関係はなかった旨証言していることなどから、農業労務者の直接の雇用主は現地の農場主であったものと考えられる。

また、申立期間における厚生年金保険料の控除について、申立人は関係資料を所持していない上、申立てに係る事業所からも保険料控除に係る証言を得ることができないことなどから、これを確認できない。

さらに、外交青書においては、昭和 38 年 3 月 31 日時点における農業労務者の送出国数は延べ 3,560 人となっているが、申立てに係る事業所における同日までの厚生年金保険の被保険者資格の取得者は延べ 33 人しか確認できず、申立てに係る事業所の元従業員も同事業所の従業員のみ厚生年金保険に加入していた旨証言していることからみると、農業労務者は厚生年金保険に加入させていなかったものと推測できる。なお、外交青書によれば、農業労務者に対する保護制度として「業務上傷害保険」、「業務外生命傷害保険」及び「福祉基金による補助（前述の 2 傷害保険の対象外の疾病給付）」があったことは確認できるが、厚生年金保険の加入についての記述は無い。

加えて、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申

立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
A社に平成 7 年 3 月 31 日まで勤務したと記憶しているにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、申立てに係る事業所を平成 7 年 3 月 31 日に退職したこととなっている。

しかしながら、申立てに係る事業所が保管する社員名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の退職年月日が平成 7 年 3 月 30 日、被保険者資格の喪失年月日が 7 年 3 月 31 日と記載されていることが確認できる。

このような退職日の相違について、申立てに係る事業所の元事務担当者は、申立期間当時に一部の退職する従業員について月末の前日に退職させ、末日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いを行っていたこと、及び事業所が保管する社員名簿では退職日が平成 7 年 3 月 30 日となっていることからみると、申立人の雇用保険の被保険者離職証明書の離職日欄に誤って厚生年金保険の資格喪失日を記入したのかもしれない旨証言している。

また、上記元事務担当者は、末日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員については、末日の勤務はなく保険料控除もなかった旨証言している。

さらに、申立てに係る事業所は申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も給与明細書等の資料を所持していないため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。